

Title	〔行政法六〕偽造による立候補辞退届と選挙の効力 (昭和三三年二月一七日仙臺高裁秋田支部地裁判決)
Sub Title	
Author	田口, 精一(Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.10 (1959. 10) ,p.64- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591015-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔行政法 六〕 偽造による立候補辞退届と選挙の効力

（昭和三年二月十七日仙臺高裁秋田支部判決
 昭和三年（オ）第三號農業委員選挙の効力に關する訴願裁決取消請求事件）
 行政事件裁判例集九卷二號一五四頁（20）

【判示事項】 一、農業委員會委員立候補辞退届についての選挙管理委員會の調査權の範圍

二、偽造による立候補辞退届がなされた場合における選挙の効力

【事實】 原告の夫訴外Kは、昭和三年七月一六日施行の、秋田縣N町農業委員會委員一般選挙に際して、七月一二日に、選挙長に對し立候補の届出をなして運動をしていたが、投票日の前日に、他から偽造の辞退届が提出され、この旨告示されたので、立候補を辞退したものと誤認され落選した。右候補者の妻は、これについて、選挙人として選挙無効を争うものである。原告の主張は、次の通りである。

右の辞退届は、訴外Tが、Kと同姓の他の候補者の辞退届を提出するに際して、同町選挙管理委員會の書記をして書面を作成させ、これに右の候補辞退者の印鑑を冒捺し、同委員會に提出受理させたものであること、被告選挙管理委員會が、辞退届の實質的要件に對する審査權がないと抗辯するのに對して、本件においては、町選挙

管理委員會が、委任狀その他代理資格を證明すべき資料について審査するところがなく、形式的審査においても缺けるものがあること等である。また選挙の結果に關しては、偽造の届出によつて、候補者が、辞退の取扱をうけ、この旨告示されればこのために落選し、他の者が當選するのであつて、當然に、選挙の結果に異動をおよぼすものであると主張した。なお、原告は、出訴に先立ち、異議申立および訴願手續を経過し、右棄却の訴願裁決を争つて、出訴したものである。

これに對して、被告縣選挙管理委員會は、辞退届が、右候補者Kの眞意によらないものであることは不知であり、届の提出者Tは、右候補者Kの使者として行動したものである。しかも、届出が、本人の意思に基かないものであることが判明すれば、受理を拒否すべきものであるが、辞退届は、書面、自筆および本人自身による必要もないものである。なお選挙無効は、管理機關が、法令の定める手續規定に違反し、結果に異動をおよぼす虞のある場合に限るが、本

件には、このような違法はないとするのである。

【判旨】 請求認容。訴外Tは、七月一五日午前、町委員会の書記によつて、Kと同姓の候補者についての立候補辞退届を作製してもらい、これに所持していた「K」と刻した印鑑を押し、届出をすませて一旦同所を立去つた。しかし、同日午後、再び原告の夫Kにかかるとの届を、右書記に作製してもらい、さきのもとの同一の印鑑を押し、この届を受理させたものである。されば、この届は、Tによつて偽造されたものであり、本人の意思に基かない無効のものである。このような事情において、書記は、眞に本人の使者または代理人であるかどうか、委任状を徴するとか、その他の方法

により、さらに調査確認する義務がある。しかも、選挙管理委員会の書記は、委員会、選挙長に對する届出等を受理する包括的権限を有するものと解されるから、この義務違反は、選挙長の違反となる。次に、本人の知らない偽造の届出を受理して、これを本人の意思による有効な辞退届であると誤認し、同候補者の辞退届があつた旨を告示する等、右候補者を、立候補辞退者として取扱ひ、その手續をすすめることは、當然に、選挙の結果に異動をおよぼすものである。裁判所は、このように判断して、原告の請求を認めた。

【評釋】 判旨は正當であると考ふる。立候補者に關する届出について、選挙長には、形式的な審査権しか與えられていないとするのが、多くの判例の傾向である。例えば、立候補の届出において、候補者の被選挙権の有無、立候補の制限の存否等について、選挙長は、このような實質的要件に關する審査権限も、また、その義務も有しないというのである（主要なものとして、最高・第一小法廷・昭・二八・五・七、行政事件裁判例集四卷五號四〇頁、同・民事判例集七卷五號五三二頁、最高・第二小法廷・昭・二八・五・一五、行判例集四卷五號四九頁、同・民集七卷五號五六八頁、東高裁・昭・三一・九・二一、行判例集七卷九號九〇頁）。この實質的要件に關する審査は、場合によつては困難なこともあり、選挙長の判断の誤は、國民の選挙権の行使を不當に壓迫制限することになるので、これに對する不服の申立を認めることを要するが、このために、短時日の間に選挙を完了することが困難になる（前掲東高・裁九四頁）。このように、實質的要件に關する問題の審査は、重要であるとともに、容易に判断することもできず、特に、届出後短時日のうちに結論を出すということが不可能なことであり、したがつて、投票の効力を判定する段階において決定させることにしようとするのが、その理由である。

しかし、選挙制度およびこれに關する法令は、選挙の正しい結果を實現する目的のために運営されるべきものであるか

ら、選挙管理機關は、單に、形式的な判断をおこなえば十分であり、また、いかなる場合においても、形式のみ整つた届出であれば、これを受理しなければならないと考えるべきではない。すなわち、届出を効果あらしめる要件に關する瑕疵が、届出時において、判明し、または判明しうる場合であるならば、形式の整つたものであつても、却下しうるものであり、また、これを判断して却下すべきものである。本件のように、届出が、本人の意思によるものであるかどうか、偽造であるかどうかという問題は、届出時において、直ちにこれを知ることが、多くは困難なことであらうが、しかし、本件の場合には、立候補辞退の届出が、本人以外の者によつてなされ、しかも、同じ日に同じ印鑑を使用して、選挙管理委員會の書記により二つの書類を作成してもらつてゐるのであるから、書記の方で偽造を疑い、べき事情にあつたものと考えられるのである。

このような場合には、これを調査して、場合によつては、届出を却下すべきことは、いかに、形式的要件に關する審査権しかないとしても、當然のことといわなければならない。判示は、書類の提出者が、本人の使者または代理人であるかどうかの點につき、委任状を徴するとか、或はその他の方法で、もつとよく調査し、これを確認する義務があるとしているのは、まさに正當であつて、單に、届出書の外見的な調査のみでは、適法なる事務の取扱とすることはできない。

立候補辞退の届出に關して、もし本人の意思によらないようなものが、單に形式を具備しているといふことのみで、簡單に受理され、また選挙長が、これを受理しなければならないとするならば、このような候補者自身の利益はもちろんのこと、後述のように、選挙全體の公正をも害されることになるから、特に、本人以外の者による届出に對しては、慎重な判断をなすべきであらう。いうまでもなく、辞退届が受理されなかつた場合とことなり、本件のように、偽造によるものが、誤つて受理された場合には、選挙全體に影響するからである。

次に、判示は、本件のような届出の受理、および、これに伴う告示に關する瑕疵をもつて、選挙無効の原因であるとしてゐる。もちろん、これも正當である。すなわち、誤つた取扱によつて、當選することのできなかつた候補者だけの問題では

なく、選挙の告示は、選挙に關する事項を、選挙人全體に周知させ、選挙の運営に關係するのであるから、これについての瑕疵は、選挙無効の原因として、考慮されるべきものである。

しかも、選挙管理委員會は、立候補およびその辞退について、これを告示すべきものとされているから、偽造の届を誤つて受理し、これによつて告示をおこなうことになれば、これは當然に、選挙人の判断に影響をおよぼすことになる。すなわち、選挙人は、当該候補者には、立候補辞退者として、投票しないであらうし、また投票したとしても、このような投票は、無効として、取扱われるのであるから、この候補者が當選するということは、およそ不可能なことであつて、選挙の結果に影響することは、いうまでもない。

要するに、本件判示は、選挙管理委員會ないしは選挙長が、立候補辞退に關する届出について、形式的審査権しか認められていないから、偽造の事實が存在しても、書類の形式が具備していれば、一應これを受理しなければならないという、極めて形式的な見解を排除し、幾分なりとも、實質的な考慮を加味したものと考えられるのであり、判示は、正當なものと認められる。

(田口精一)

〔刑法 三〕 不作爲による傷害

(東京地裁昭和三十四年二月十八日刑事十九部判決
逮捕監察致傷、傷害、強要、傷害幫助、公務執行妨害等被告事件)

【判示事項】 不作爲による傷害幫助を認定

【参照條文】 刑法二〇四條、六二條一項

【事實】 本件は東京都板橋區一帶に勢力を有する愚連隊の林一家

の首領以下十名の者が共同被告人となつてゐる、かなり複雑な事案である。

しかし、本評釋にとつては、首領である林泰吉につき、本表題の